児童手当制度についてのお知らせ

国の制度改正により、子ども手当の名称が「児童手当」に変わりました。

また、平成24年6月分から所得制限が設けられ、一定額以上の所得がある受給者には、児童1人につき一律5、000円(月額)が支給されます。なお、支給対象年齢および※所得制限限度額未満の方の支給額については、変更ありません。

※所得制限限度額とは、『所得税法』に規定する控除対象配偶者および扶養親族(施設入所等の児童を除く)の数に応じて定める額です。扶養親族等の数には、親族、または里子ではない児童で、一般受給資格者が前年の12月31日で生計を維持していたものも含みます。

＊実際の適用は受給者の前年の所得額で行います(配偶者の所得は合算しません)。また、扶養親族等の数は、16歳未満の扶養親族にかかる年少扶養控除は廃止されましたが、税法上16歳未満の扶養親族についても申告等を行うこととなっており、課税情報から数を把握します(確定申告や源泉徴収票での扶養者が、所得制限額の判定時の扶養親族等の数となります。課税上、扶養者となっていない場合は扶養親族等の数にはなりません)。

〈所得制限限度額〉

扶養親族等の数	所得額	収入額
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002万1千円
5人以上	所得額に1人につき38万円ずつ加算	

他の変更点

①施設入所等児童に関する施設等の範囲(平成24年6月から)

②婦人保護施設等に親子で入所している場合の受給者(平成24年6月から)

③民法改正による未成年後見人の取り扱い(平成24年4月から)

④本人申出により手当から徴収できる費用の対象拡大(平成24年4月から)

支給額(月額)

所得制限限度額未満

0歳～3歳未満(一律)　15、000円

3歳～小学校修了前

(第1子・第2子)※　10、000円

(第3子以降)※　15、000円

中学生(一律)　10、000円

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの中で数えます。

所得制限限度額以上

0歳～中学生(一律)　5、000円

支給日

6月、10月、2月の各10日です(休日の場合には閉庁日の前日です)。

今年度は次の通りです。

6月8日(金)…子ども手当2、3月分および児童手当4、5月分

※子ども手当・児童手当ともに所得制限は適用されません。

10月10日(水)…児童手当6～9月分

※所得制限が適用されます。

平成25年2月8日(金)…児童手当10～1月分

現況届について

今回の制度改正に対する申請手続きを行う必要はありませんが、継続して受給するためには、毎年6月に現況届の提出が必要です。対象の方には、5月末に用紙等を郵送しますので6月中に提出してください。

その他の届出

次のいずれかに該当する方は、印鑑を持参のうえ、子育て支援課で手続きをしてください。

・出生により、養育する児童が増えたとき

・受給者が児童を養育しなくなったとき

・受給者が公務員(日本郵政公社および国立大学法人等の職員を除く)になったとき

・振込口座を変更するとき(支給日の1カ月前までに印鑑・通帳を持参して手続きをしてください)

※平成23年10月の子ども手当の制度変更に伴う申請は、3月末日までとなっていましたが、期限が半年間延長され平成24年9月末日となりました。まだ申請されていない方は早めに申請書を提出してください。期限までに申請すると、平成23年10月分から遡って支給されます。期限を過ぎてからの申請は、申請した翌月分からの支給となります。

※詳細についてはお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページ(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kodomoteate/index.html)でも確認できます。

問い合わせ／子育て支援課(☎581・2121内線251)へ。

パパママ応援ショップ優待制度 6県で連携開始!

県では、中学生までの子育て家庭を対象に「パパママ応援ショップ子育て家庭優待制度」を実施していますが、広域で連携が始まりました。利用を希望する方は、県福祉部少子政策課へお申し込みください。

連携実施県／福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県および埼玉県の6県

申し込み／県福祉部少子政策課へ次の3点を郵送してください。①希望するカードの県名と、申し込む方の住所、氏名、電話番号を記入したもの、②80円切手を貼付し、返信先を記入した返信用封筒(3県以上を希望する場合は90円切手)、③子育て家庭であることを確認できる書類(お子さんの健康保険証、住民票、母子手帳など)の写し(確認後に返却します)

その他／詳細は埼玉県パパ・ママ応援ショップホームページ(http://www.pref.saitama.lg.jp/site/ouen/)をご覧ください。また、埼玉県と群馬県で使用できるカードについては、子育て支援課、子育て支援センター、保健福祉総合センターでも配布しています。

問い合わせ／県福祉部少子政策課(〒330-9301浦和区高砂3-15-1、☎048・830・3343)、または子育て支援課(☎581・2121内線251、253)へ。

募集します! 平成24年「はつらつ短期大学」受講生

老人クラブ連合会と町の共催で行う「はつらつ短期大学」の受講生を募集します。「はつらつ短期大学」とは、高齢者の体力づくり・仲間づくり・生きがいづくりを目的に行うものです。

日程等／

月　日	時　間	内容
6月20日(水)	午前9時30分～正午	開校式 デッサン教室
7月18日(水)	午前9時30分～11時30分	デッサン教室
8月29日(水)	視察研修	
9月12日(水)	午前9時30分～11時30分	俳句教室
10月10日(水)	午前9時30分～11時30分	俳句教室
10月31日(水)	視察研修	
11月14日(水)	午前9時30分～	修了式

対象／町内に住民登録のある65歳以上の方

定員／100人（定員を超える応募があった場合の優先順位は、①前回選考から外れた方②今回初めて参加される方③独身者④高齢者のみの世帯の方⑤一般世帯の方の順とします）

費用／1,000円（視察研修等は、別途昼食代等が必要になります）

申し込み／健康福祉課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入のうえ、提出してください。ファックスで申し込む場合は、住所、氏名、生年月日、行政区、電話番号、所属老人クラブ名、はつらつ短期大学参加回数、世帯人数を記入のうえ、送信してください。5月25日(金)必着とします。

問い合わせ／健康福祉課（☎581・2121内線123、124、FAX581・9160）へ。

高校生に対する修学資金

寄居町修学資金制度

町には、町内在住で修学の意欲を有しながら、経済的な理由により高等学校での修学が困難な方を対象に、修学資金を支給し、有用な人材を育成する補助金制度があります。

対象／次のいずれにも該当する方

①平成3年4月2日以降に生まれた方

②平成19年4月1日以降、新たに高等学校・高等専門学校・中等教育学校の後期課程および特別支援学校の高等部に入学し在学中で、在学期間が3年以内の方

修学生の条件／次のいずれにも該当する方

①寄居町に本年6月25日まで、引き続き6カ月以上住んでいる方

②性行が善良であって、経済的な理由により学資の支出が困難な世帯のお子さん

＊経済的な理由により学資の支出が困難な世帯の例

生活保護受給世帯、『生活保護法』による保護が停止または廃止となった世帯、町民税が非課税の世帯、『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給している世帯

※この他にも支給を受けられる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

修学金の額／5,000円（月額）

申請方法／次の書類を6月25日(月)までに教育総務課へ提出してください。

○修学資金給与申請書

○在学等証明書(町で定めた様式のもの)

○平成23年度市町村民税課税証明書(世帯員で所得税・住民税の申告義務のある方全員のもの)、または経済的な理由で修学困難なことが証明できる公的文書の写し（詳細はお問い合わせください）

修学生認定後の履行事項／修学生は7月、11月、2月の各月末までに、当該月に発行された在学等証明書(町で定めた様式のもの)を教育委員会に提出してください。

問い合わせ／教育総務課（☎581・2121内線511）へ。

守られていますか? あなたの人権

6月1日は「人権擁護委員の日」

全国人権擁護委員連合会では、『人権擁護委員法』の施行日(昭和24年6月1日)である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が皆さんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝えるとともに、人権尊重の大切さを呼びかけています。

《人権擁護委員の職務》

・自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと。

・民間における人権擁護運動の助長に努めること。

・人権侵犯事件につき、その救済のため、調査および情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

・貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。

・その他人権の擁護に努めること。

(人権擁護委員法第11条)

町では、毎月2回行われる「心配ごと相談」にあわせて人権擁護委員による「人権相談」を行っています。詳しくは本誌26頁の「心配ごと相談」の記事をご覧ください。相談は無料、秘密は守られます。どうぞお気軽にご相談ください。

問い合わせ／人権推進課（☎581・2121内線411）へ。